亀山市公告第７１号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３３条第６項の規定により、次の決算の要領を公表する。

なお、当該要領は省略し、亀山市総務財政部総務課法務統計グループに備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和８年１０月２７日

亀山市長　　櫻　井　義　之

（１）　令和７年度亀山市一般会計歳入歳出決算

（２）　令和７年度亀山市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

（３）　令和７年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算

（４）　令和７年度亀山市水道事業会計決算

（５）　令和７年度亀山市工業用水道事業会計決算

（６）　令和７年度亀山市下水道事業会計決算

（７）　令和７年度亀山市病院事業会計決算